

令和5年度 事業計画書

公益社団法人民間総合調停センター

近年、社会が複雑高度化するにつれて、様々なトラブルが生じるようになり、トラブルの内容や当事者のニーズに応じた様々な解決方法が求められるようになってきている。このようなニーズに的確に対応するため、裁判機能を充実させる必要があることはもちろんであるが、あわせて、トラブルの実情に合った解決に導くものとして、裁判以外の様々な解決方法が提供されることが望まれる。

当法人は、ADR法に基づく認証紛争解決機関として、市民にとって裁判と並ぶ魅力的で利用しやすい裁判外紛争解決手続を提供し、もって市民の権利利益の適切な実現に資することを目的とし、次のとおり活動する。

1 事業の概要

(1) 「裁判外紛争解決事業（ADR事業）」（公1-1）

総合的なADR（Alternative Dispute Resolution）機関として、各種専門職の専門的な知見を反映し紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重した、公正かつ適正な裁判外紛争解決事業

(2) 「各種紛争についての調査・研究・分析や和解あっせん人のスキル向上等公正かつ適正な紛争解決に資するための事業」（公1-2）

本センターに申し立てられた各種の紛争について調査・研究・分析を行いながら公正かつ適正な紛争解決に資するよう和解あっせん人のスキル向上を図る事業

(3) 「広報活動事業」（公1-3）

ADR手続及びADR手続機関である当法人の存在を広く市民に認知していただくための事業

2 裁判外紛争解決事業（ADR事業）（公1-1）

(1) 概要

当法人は、裁判と並ぶ魅力的な紛争解決機関になることを目指し、各種専門家団体、経済団体、消費者団体、自治体等が参加している裁判外紛争解決機関（ADR）である。

具体的には、「和解あっせん」と「仲裁」という、2つの手続を実施する。

つまり、民事に関する紛争について、和解あっせん人が当事者双方の言い分の聴取と利害調整を経て解決案の提示を行ったりすることを通じて和解を成立させることを目的とする和解あっせん手続、及び当事者の

仲裁合意に基づき仲裁人が仲裁判断を行う仲裁手続を行う（なお、離婚および離縁に関しては、仲裁では離婚・離縁の効果が発生しないため、離婚・離縁の問題は仲裁手続から除いている。）。

この両手続においては、司法関係者にとどまらず、紛争の内容に応じ、それぞれの専門分野の者が和解あっせん人、仲裁人として関与することにより、公正、迅速、低費用で解決を得られることを目指している。

（２）ADRの重要性

社会の価値観が複雑化の一途をたどり、各種紛争が多様化し、解決はますます困難になっているため、解決機関も多数あることが望ましく、また多様な対応ができなければならない。平成16年4月に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR法）が施行されたのも、こうした需要に応えるためのものである。

（３）当法人の特徴

当法人は、多数の専門家団体、経済団体、自治体等の各種団体が参画して、平成21年1月30日に設立した、専門家団体を横断する裁判外紛争解決機関であり、このような機関が出来たことは我が国最初のことである。

当法人は、各専門家団体等から、それぞれ事件に相応しい専門家を選び、原則として3名構成で和解あっせんをすることを基本としている。そして、専門的知識を活用することにより、民事や家事に関する紛争について、条理にかなない、実情に即した、公平かつ妥当な解決を迅速に実現することを目的としている。和解をあっせんすることを普通名詞で「調停」と言うので、当法人は民間の調停機関ということになる。

（４）和解あっせん手続・仲裁手続について

① 和解あっせん手続は、和解あっせん人が当事者の言い分を十分に聴取し、その利害調整をしたり、解決案の提示を行ったりすることを通じて、紛争解決についての合意、すなわち、和解を成立させることを目的とする手続である。

② 仲裁手続は、民事紛争の解決を仲裁人による仲裁判断によって行うもので、当事者の仲裁合意に基づき仲裁廷が判決に代わる判断をする手続である（注：仲裁廷とは、仲裁手続を審理し、仲裁判断をする機関をいう。）。

（５）和解あっせん人、仲裁人の選任方法について

当事者による選任の場合としては、以下の2通りがある。

① 申立人及び相手方両者が和解あっせん手続を利用して紛争解決することに合意しておりかつ選任する和解あっせん人についても合意している場合は、両者から、和解あっせん人の選任について、合意されていることを証する書面（上申書など）を提出していただくこ

とになる。

- ② 申立人が相手方の同意なく和解あっせん人を指名する場合、センターは相手方に手続に応じるかどうかの確認をするとともに、申立人が和解あっせん人を指名したことも通知し、その申立人が指名したあっせん人でよいかどうかの確認を行う。このとき、相手方が、申立人が指名したあっせん人に同意しなかった場合は、センターにて選任しなおす。

なお、上記いずれの場合も当事者が選任した和解あっせん人が事案の内容に適していない場合などにおいては、当事者の希望通りにならないこともあり得る。

(6) 各会員(団体)の和解あっせん人・仲裁人候補者の選任の基準、選任方法等について

各団体において、各団体が和解あっせん人に相応しいと考える基準に基づいて選任を行う。例えば、弁護士会の場合は、弁護士経験10年以上としている。

(7) 取扱い事件

民事上のあらゆる紛争の解決に利用可能であり、具体的には、たとえば次のとおりである。

金銭貸借に関する問題、交通事故に関する問題、消費者問題、不動産・住宅に関する問題、建築紛争に関する問題、相続に関する問題、近隣に関する問題、境界問題、夫婦、親子間の問題、労働問題、医事紛争問題、福祉に関する問題、高齢者・障がい者に関する問題、知的財産に関する問題など（なお、仲裁手続においては離婚および離縁に関する問題を除く。）

※なお、上記以外には、政府の国際的な子の奪取の民事面に関する条約（ハーグ条約）の批准に伴い、国際的な子の監護に関する問題（ハーグ条約に関する事案）についても取り扱っている。

(8) 手続費用

この紛争解決手続が府民、市民の皆様に受け入れられ、多くの利用を図るために、手数料を下記のように低廉に抑えている。

○申立時

①一般事案：1件一律10,000円

②ハーグ条約に関する事案：1件一律30,000円。ただし、申立時に内金として10,000円、相手方の応諾が確認できた際に残り20,000円の納付を要する。なお、相手方の応諾の確認がとれなかった際は、20,000円の納付は要しない。

③自然災害(感染症の大規模拡大の含む)を原因とする事案：無料

○成立時

和解が成立した場合、または仲裁判断がなされた場合は、下記①の標準額を基準に、申立人・相手方のそれぞれの負担額を決定する。ただし、ハーグ条約に関する事案については下記②のとおり別途、定めている。

① 一般事案の紛争解決額の標準額

0円～100万円未満	15,000円
100万円以上～200万円未満	20,000円
200万円以上～500万円未満	30,000円
500万円以上～1000万円未満	50,000円
1000万円以上～5000万円未満	100,000円
5000万円以上～1億円未満	300,000円
1億円以上～1億5000万円未満	500,000円

※以下、5000万円ごとに、250,000円を加算

※事案により、成立手数料を30%の範囲で増減する場合がある。

② ハーグ条約に関する事案の紛争解決額の標準額

一律100,000円

※事案により、成立手数料を50%の範囲で増減する場合がある。

③ 自然災害を原因とする事案の紛争解決額の標準額

一般事案の同標準額の半額

(9) 和解あっせん人及び仲裁人に対する報酬

① 期日報酬

一般事案及び自然災害を原因とする事案：期日1回につき7,500円

ハーグ条約に関する事案：期日1回につき10,000円

② 成立報酬

・一般事案及び自然災害を原因とする事案：一人につき30,000円（ただし事案の難易性等により30%までの増額あり）

・ハーグ条約に関する事案：一人につき100,000円（ただし事案の難易性等により50%までの増額あり）

(10) 災害ADR手続の実施

平成30年7月26日に必要な規定が施行したことを受け、同年9月1日以降に受理した自然災害を原因とする事案を、災害ADRとして手続を実施した。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に起因する事案も災害ADRとして取り扱うこととしている。

今後は、大規模災害の発生に備える体制の整備に取り組む。

(11) ハーグ条約に関するADR対応

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）を批准したことによるADR手続を実施し、昨年度までに一定の経験を蓄積してき

た。引き続き、これまでに指摘された問題点や課題を改善する方策を検討する。

(12) インターネットテレビ会議システムを使用した期日の開催

本年度より、通常の和解あっせん・仲裁事件においても、当事者が希望する場合には、インターネットテレビ会議システム(ズーム)を使用した期日の開催が可能となったので、同システムを使用した場合の問題点を調査するとともに、利用者にとって、より利便性の高いシステムとなるよう検討する。

3 各種紛争についての調査・研究・分析や和解あっせん人のスキル向上等公正かつ適正な紛争解決に資するための事業（公1-2）

(1) 昨年度一年間の申立事件や、各種ADR機関からの情報を収集し、ADRの利用促進が図れるように、調査・研究を行うほか、当法人が入会している一般財団法人日本ADR協会の各種活動（裁判外紛争解決手段の利用の促進に関する法律の改正についての検討等）に引き続き協力する。

(2) 当法人には、約480名の和解あっせん人候補者がいるものの、より多様な紛争に対応できるよう、更なる和解あっせん人候補者の充実に努める他、既存の和解あっせん人候補者に対しては、定期的に研修を実施し、和解あっせん人候補者のスキルアップに努める。

4 広報活動事業（公1-3）

ADR及び民間総合調停センターの広報として、ADRの有用性、特に民間総合調停センターを活用しての紛争解決をテーマに、専門士業及び市民を対象としたシンポジウムを開催する他、マスコットキャラクターを活用した広報、リーフレット等手軽に配布できる広報素材の制作・配布、ホームページの充実、各種広報誌への記事掲載など、各種広報媒体を利用した広報活動を行う。

また、法務省において、「ODR推進に関する基本方針（令和4年3月）」に基づき、ADR及びADRをオンライン上で実施するODRを国民へ身近なものとするため、12月1日を「ADRの日」とし、同日から同月7日までを「ADR週間」として、ADR・ODRに関する広報啓発活動を集中的に実施することとなり、民間総合調停センターにおいても、実施期間に合わせ、行事を実施する等の広報活動を検討する。

以上